



記者配布(発表)資料

発信年月日：令和元年9月2日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-22-5295
消防本部警防課	岩本 明	警防課長補佐 宮本勝也		FAX 0837-22-0428
件名	「救急の日」及び「救急医療週間」中の行事について			

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年度に定められ、以来、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」とし、全国一斉に救急医療の普及啓発運動を実施しています。長門市消防本部では、下記のとおり行事を開催します。

記

1 「一日救急隊長」の実施

- (1) 日時 令和元年9月9日（月）8時30分から16時30分まで
- (2) 場所 長門市消防本部及び中央消防署
- (3) 内容 市内救急告示病院（斎木病院）の看護師1名を「一日救急隊長」に任命し、救急現場や各種訓練を実施します。

2 「救急ステーション」「AED設置救急ステーション」認定証交付式

- (1) 日時 令和元年9月9日（月）9時00分から
- (2) 場所 長門市消防本部 3階講堂
- (3) 内容 救急ステーションとは、多くの利用者が出入りする旅館、店舗等で救急事案が発生した場合、救急隊が到着するまでの間、適切な救急救護を行える事業所をいい、新たに認定する2事業所に対し、認定証の交付式を開催する。
- (4) 認定事業所 救急ステーション
 - ・グループホームひまわり
 - AED設置救急ステーション
 - ・長門福祉作業センター
- (5) その他 長門市消防本部では平成15年から認定制度を開始し、現在まで救急ステーションは85施設を認定し、このうち「AED設置救急ステーション」は42施設である。（施設数は、認定予定の2施設を含む。）